

新 規	更 新	変 更	(番号)	年	月	日
--------	--------	--------	------	---	---	---

## 道 路 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

信濃町長

様

〒 ー  
住 所  
氏 名  
担当者  
TEL

印

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占 用 の 方 法						
占 用 の 場 所	路 線 名	町道			車道・歩道・その他	
	場 所	信濃町大字				
占 用 物 件	名 称		規 模		数 量	
占 用 の 期 間	年	月	日	から	占 用 物 件 の 構 造	
	年	月	日	まで		
工 事 の 期 間	年	月	日	から	工 事 実 施 の 方 法	
	年	月	日	まで		
道 路 の 復 旧 方 法					添 付 書 類	
備 考						

### 記載要領

- 「新規・更新・変更」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には「住所」の欄には主たる事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には番地まで記載すること。占用が2以上にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請書に当たっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記入すること。また写真には占用部分を赤で着色すること。

### 添付書類

- 付近平面図
- 実測求積図 1 / 100 以上
- 横断図 縦断図 1 / 100 以上
- 公図 (写)
- 写真
- その他必要な書類 ※提出部数は各2部とすること

## 道路占用許可条件書

道路占用者（以下「占用者」という。）は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するほか、次の条件に従わなければならない。

- 1 占用料金は信濃町町道等占用料徴収条例（平成2年信濃町条例第4号）によるものとし、別途発行する納入通知書により納入しなければならないこと。
- 2 占用者が住所若しくは氏名を変更した場合又は相続合併等によって、この占用許可に基づく権利を承継した場合には、速やかにその旨を信濃町長(以下「町長」という。)に届け出ること。
- 3 占用許可に基づく権利を譲渡又は転貸してはならないこと。
- 4 占用許可の内容を変更しようとする場合又は占用物件の修繕を行う場合には、新たに町長の許可を受けること。
- 5 占用期間が満了したとき、又は占用を廃止しようとするときは、あらかじめ道路管理者にその旨を届け出て、その指示により原状に回復すること。また、引き続き占用の更新をしようとするときは、期間満了1カ月前までにその手続きを取ること。
- 6 この工事の施行に当っては所定の「工事着手届」「交通制限願」を、工事完了後は速やかに工事完了届を町長に提出し、町長の指揮監督を受けなければならないこと。
- 7 道路掘削に当っては、片側以上車輛交通可能な状態を保持し、所定の標識、柵、縄張り（夜間は赤色灯点灯）等をなし、掘削箇所は1日で完全に埋め戻しのできる範囲とし、交通に支障のないよう、また事故等を起こさないよう特に注意すること。なお交通保安については、所轄警察署長の道路使用許可を受けるとともにその指示に従うこと。
- 8 この占用により道路及び道路の付属物（区画線、道路表示を含む）を損傷した場合は、町長の指揮を受けて速やかに修理しなければならないこと。
- 9 視覚障害者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれのある占用又は占用工事により視覚障害者誘導用ブロックの機能を阻害するおそれがある場合、視覚障害者誘導用ブロックの移設その他の措置をとること。
- 10 道路等に関する工事のために許可を取消し、又は占用物件の撤去を命じたときは、速やかに占用物件を撤去して原形に復すること。なお占用者は、これに対する一切の補償料を要求できないものであること。町の道路工事等のため、やむを得ない必要が生じた場合には、占用物件を申請者の負担で移転、移設又は撤去すること。
- 11 上記のほか、長野県の道路占用許可基準及び長野県道路占用工事共通仕様書（平成3年3月25日付2道維第535号）を参考にして施工するものとする。

この処分について不服のあるときは、行政不服審査法（及び道路法第96条第2項）の定めるところにより、この処分を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に長野県知事に対して審査請求することができます。この場合、信濃町長に対して審査請求をすることもできます。

なお、この処分を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると再審査請求ができなくなります。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、これに対する決裁の送達を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内に信濃町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても処分の日又は決裁の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。